

# 障害者の雇用の促進等に関する法律の 一部を改正する法律について

平成14年5月7日 厚生労働省発職高第0507002号  
厚生労働事務次官

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第35号）」については、本年2月15日に第154回通常国会に提出され、4月24日に原案どおり可決成立し、本日公布されたところである。この法律は、用語の意義の改正、職場適応援助者事業の実施及び障害者就業・生活支援センターによる事業の実施については本日から施行し、障害者雇用率制度の改善については平成14年10月1日から、障害者雇用率制度における除外率の縮小については平成16年4月1日から施行することとしている。

この法律は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図るなどの所要の改正を行うものである。その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を御理解の上、その円滑な施行について特段の御配慮をお願いすべく、通知する。

## 記

### 1 用語の意義の改正

(1) 「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精

神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいうものとしたこと。（法第2条第1号関係）

(2) 「精神障害者」とは、障害者のうち、精神障害がある者であって厚生労働省合で定めるものをいうものとしたこと。（法第2条第6号関係）

### 2 職場適応援助者事業の実施

障害者職業センターにおいて、新たに、知的障害者、精神障害者等が職場に適応するための援助を行う者の養成及び研修を行うとともに、知的障害者、精神障害者等に対して職場への適応に関する助言又は指導を行うものとしたこと。（法第9条の2及び第9条の4関係）

### 3 障害者就業・生活支援センターによる事業の実施

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対する相談等の業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等を、障害者就業・生活支援センターとして指定することができるものとしたこと。（法第9条の18から第9条の21まで関係）

#### 4 障害者雇用率制度における除外率の縮小

- (1) 国及び地方公共団体の機関が採用すべき身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、例外となる一部の職員を除き、機関ごとに設定する除外率を用いて算定するものとし、これを当分の間の措置とするものとしたこと。（法第11条及び附則第3条第1項関係）
- (2) 一般事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たって除外率を用いて算定する措置については、当分の間の措置とするものとしたこと。（法第14条及び附則第3条第2項関係）
- (3) (1) 及び (2) により設定された除外率については、当該除外率設定機関等の身体障害者又は知的障害者の雇用の状況等を考慮し、段階的に縮小するものとしたこと。（法附則第3条第3項関係）

#### 5 障害者雇用率制度の改善

- (1) 国及び地方公共団体の機関の雇用率算定に関する特例  
国及び地方公共団体の機関に勤務する職員は、一定の関係のある他の機関に勤務する職員とみなすことができるものとしたこと。（法第13条の2及び第13条の3関係）
- (2) 特例子会社に係る認定基準の改正及び企業グループによる雇用率の算定  
イ 子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例に係る認定基準を改正するものとしたこと。（法第14条の2関係）  
ロ イの特例に係る認定を受けた親事業主の子会社であってイの特例に係る子会社以外のものが雇用する労働者についても、当該親事業主がこれらの子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができること等の基準に適合する場合には、当該親事業主が雇用する労働者とみなすことができるものとしたこと。（法第14条の3関係）

#### 6 その他

その他所要の整備を行うものとしたこと。

#### 7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行するものとしたこと。ただし、5については平成14年10月1日から、4については平成16年4月1日から施行するものとしたこと。（法附則第1条関係）
- (2) 経過措置等  
この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとしたこと。（法附則第2条から第4条まで関係）  
  
(後略)